三　吸収合併存続株式会社における次に掲げる手続の経過
イ　法第百六十五条の十一の二の規定による請求に係る手続の経過
ロ　法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の四第一項及び第二項の規定、法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の五第二項において準用する会社法第七百九十七条第五項から第九項まで（反対株主の株式買取請求）の規定、法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七の規定並びに法第百六十五条の十二において準用する会社法第七百九十七条第一項及び第二項の規定による手続の経過
第百一条の二の十二第三号を次のように改める。
三　法第百六十五条の三の二又は第百六十五条の十六の二の規定による請求に係る手続の経過
第百一条の二の十二中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四　法第百六十五条の五第一項及び同条第二項において準用する会社法第七百八十五条第五項から第九項まで（反対株主の株式買取請求）、法第百六十五条の六第一項及び同条第二項において準用する会社法第七百八十七条第五項から第十項まで（新株予約権買取請求）、法第百六十五条の七並びに第百六十五条の十七の規定による手続の経過
第百一条の二の十三第二項第一号イ中「第百六十一条第一項第六号」を「第百六十一条第六号」に改め、同項第五号中「又は」を「及び」に改める。
第百一条の二の十四第五号イ(2)中「第六十四条第二項第十八号イ」を「第六十四条第二項第十七号イ」に、「第九百十一条第三項第二十九号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に改め、同号ロ中「第六十四条第二項第十六号」を「第六十四条第二項第十五号」に、「第九百十一条第三項第二十七号」を「第九百十一条第三項第二十六号」に改め、同号ハ中「第二十四条第一項」の下に「（有価証券報告書の提出）」を加え、同号ニ中「第二十八条」の下に「（計算書類の公告等に関する規定の適用除外）」を加える。
第百一条の二の十七第四号イ(2)中「第六十四条第二項第十八号イ」を「第六十四条第二項第十七号イ」に、「第九百十一条第三項第二十九号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に改め、同号ロ中「第六十四条第二項第十六号」を「第六十四条第二項第十五号」に、「第九百十一条第三項第二十七号」を「第九百十一条第三項第二十六号」に改め、同号ハ中「第二十四条第一項」の下に「（有価証券報告書の提出）」を加え、同号ニ中「第二十八条」の下に「（計算書類の公告等に関する規定の適用除外）」を加える。
第百一条の二の十九第二号イ中「定める」を「掲げる」に改め、同号イ(2)を次のように改める。
(2)　法第百六十五条の三の二の規定による請求に係る手続の経過
第百一条の二の十九第二号イに次のように加える。
(3)　法第百六十五条の五第一項及び同条第二項において準用する会社法第七百八十五条第五項から第九項まで（反対株主の株式買取請求）、法第百六十五条の六第一項及び同条第二項において準用する会社法第七百八十七条第五項から第十項まで（新株予約権買取請求）並びに法第百六十五条の七の規定による手続の経過
第百一条の二の十九第二号ロ(1)中「法第百六十五条の十六の二の規定による請求に係る手続の経過
(2)　法第百六十五条の十七の規定による手続の経過
第百一条の二の十九第二号ロを次のように改める。
ロ　吸収合併消滅会社が相互会社である場合　次に掲げる手続の経過
(1)　法第百六十五条の十六の二の規定による請求に係る手続の経過
(2)　法第百六十五条の十七の規定による手続の経過
第百一条の二の十九第三号を次のように改める。
三　吸収合併存続相互会社における次に掲げる手続の経過
イ　法第百六十五条の二十において準用する法第百六十五条の十六の二の規定による請求に係る手続の経過
ロ　法第百六十五条の二十において準用する法第百六十五条の十七の規定による手続の経過
第百一条の二の二十第二号イ中「第二十八条」の下に「（計算書類の公告等に関する規定の適用除外）」を加え、同号ロ中「第百六十一条第一項第六号」を「第百六十一条第六号」に改める。
第百一条の二の二十第二号イに次のように加える。
(3)　法第百六十五条の五第一項及び同条第二項において準用する会社法第七百八十五条第五項から第九項まで（反対株主の株式買取請求）、法第百六十五条の六第一項及び同条第二項において準用する会社法第七百八十七条第五項から第十項まで（新株予約権買取請求）並びに法第百六十五条の七の規定による手続の経過
第百一条の二の二十第二号ロを次のように改める。
ロ　相互会社と相互会社との新設合併である場合　次に掲げる手続の経過
(1)　法第百六十五条の十六の二の規定による請求に係る手続の経過
(2)　法第百六十五条の十七の規定による手続の経過
第百一条の二の二十四第一号ハ中「第九百十一条第三項第二十九号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に改め、同条第二号中「第九百十一条第三項第二十七号」を「第九百十一条第三項第二十六号」に改め、同条第三号中「第二十四条第一項」の下に「（有価証券報告書の提出）」を加え、同条第四号中「第二十八条」の下に「（計算書類の公告等に関する規定の適用除外）」を加える。
第百三条第一号ロ及び第百三条の二第一号ロ中「及び第三号」を「から第四号まで」に改める。
第百五条第一項中第八号を第八号の二とし、第七号の次に次の一号を加える。
八　法第百六十五条の三の二若しくは第百六十五条の十一の二の規定による請求をした株主があるとき又は法第百六十五条の十六の二（法第百六十五条の二十において準用する場合を含む。）の規定による請求をした社員があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面
第百五条の二の四第一号ハ中「第九百十一条第三項第二十九号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に改め、同条第二号中「第九百十一条第三項第二十七号」を「第九百十一条第三項第二十六号」に改め、同条第三号中「第二十四条第一項」の下に「（有価証券報告書の提出）」を加え、同条第四号中「第二十八条」の下に「（計算書類の公告等に関する規定の適用除外）」を加える。
第百五条の五第一号ロ及びハを次のように改める。
ロ　吸収分割株式会社における次に掲げる手続の経過
(1)　会社法第七百八十四条の二（吸収合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過
(2)　会社法第七百八十五条（反対株主の株式買取請求）及び第七百八十七条（新株予約権買取請求）並びに法第百七十三条の四第一項から第七項まで及び第九項の規定による手続の経過
ハ　吸収分割承継会社（法第百七十三条の四第一項第二号に規定する吸収分割承継会社をいう。以下この条において同じ。）における次に掲げる手続の経過
(1)　会社法第七百九十六条の二（吸収合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過
(2)　会社法第七百九十七条（反対株主の株式買取請求）の規定並びに法第百七十三条の四第一項から第七項まで及び第九項において準用する場合を含む。）の規定による手続の経過
第百五条の五第二号ロ及びハを次のように改める。
ロ　吸収分割株式会社における次に掲げる手続の経過
(1)　会社法第七百八十四条の二の規定による請求に係る手続の経過
(2)　会社法第七百八十五条、第七百八十七条及び第七百八十九条（債権者の異議）の規定による手続の経過
ハ　保険業を営む株式会社である吸収分割承継会社における次に掲げる手続の経過
(1)　会社法第七百九十六条の二（吸収合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過
(2)　会社法第七百九十七条（反対株主の株式買取請求）の規定並びに法第百七十三条の四第一項から第七項まで及び第九項の規定による手続の経過